

かめやま教育通信

第77回



1人1台タブレット端末を活用した学習を進めています

市内の小学校および中学校では、令和3年度から1人1台タブレット端末の本格的な活用を開始し、本年度で3年目を迎えました。各学校では、子どもたちの可能性を引き出し、情報を活用する力などの学習の基本となる資質や能力の育成を目標として、タブレット端末を活用した学習を進めています。

学校におけるタブレット端末の活用の様子

ドリル学習アプリによる学習の定着



授業や宿題でドリル学習アプリを使って問題を解いています。

授業のふり返りの交流



授業の感想や分かったこと等を画面に入力し、友だちと交流しています。

オンラインでの配信



授業や行事の様子を配信することもあります。

プログラミング学習



算数や理科、技術などの時間を中心に、プログラミングについて学んでいます。

オンラインでの他校との交流



小規模校では、市外・県外の学校と交流しています。

教職員の研修



教職員も有効な活用方法について、日々研修を行っています。

今までの紙の教科書やノート・ドリルなどとタブレット端末を組み合わせることで学習を進めています

学校から持ち帰って、家庭でもタブレット端末を活用しています

本市では、学習内容をよく理解し、より豊かな学びにつなげるために、タブレット端末の持ち帰り学習を行っています。学校では、端末を家庭で使用する際のルールを指導しています。保護者の皆さんも、子どもが家庭で使用するときは、学校から配布した「タブレット端末持ち帰り学習の手引き」を見て、家庭で使用する際のルールを一緒に確認してください。

持ち帰り端末使用ルール（「タブレット端末持ち帰り学習の手引き」より一部抜粋）

- ・持ち帰った端末は、学習のためだけに使う。
- ・持ち帰ったときは、いつ、どれくらい使うのかお家の人と決める。
- ・30分に1回をめぐりに休憩するなど、ときどき目を休める。
- ・使い終わったら、お家の人と決めた場所に戻す。
- ・不具合や故障など、困った場合はお家の人にすぐ伝える。

「不登校の子どもの保護者相談会」を開催します（県教育委員会主催）

- とき ①9月30日(土) ②10月14日(土) いずれも午後1時～4時30分
- ところ ①県松阪庁舎【申込期限:8月17日(木)】 ②県鈴鹿庁舎【申込期限:9月27日(水)】
- 内容 講演会、保護者交流会、保護者相談会（詳しくは県ホームページからご確認ください）
<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0045700112.htm>
- 申込方法 申込期限までに次のフォーム (<https://logoform.jp/form/8vMX/263953>) からお申し込みください。



問合せ先 教育委員会事務局学校教育課教育研究グループ (☎84-5077)